

あゆみ保育園保護者会メーリングリスト規約

第1章 総則

- 第1条 名称
あゆみ保育園保護者会メーリングリストと称する。
- 第2条 会員
メーリングリストの会員はあゆみ保育園在園児の保護者とする。なお、あゆみ保育園園長、新潟大学総務部人事課、委託業者は、オブザーバーとしてアンケートや投票の結果を共有することを目的としてメーリングリストに参加することを許可する。
- 第3条 目的
あゆみ保育園保護者間および保育園関係者の情報共有、意見収集を目的とする。
- 第4条 管理者
メーリングリスト会員の管理、および投稿内容の監視は、保護者代表のメーリングリスト管理者が行う。管理者は、原則保護者代表もしくは副代表が担当する。管理者は、不適切と判断したメールを送信した会員を退会させることができる。
- 第5条 会員の義務
- (1) 会員は、会員リストおよびアドレス、メール内容を外部に漏洩してはならない。
 - (2) 漏洩が確認された場合や本規約に沿わない場合、管理者により速やかに登録を解除される。

第2章 メーリングリストの利用

- 第6条 メール内容
- (1) メール内容は管理者が監視する。
 - (2) アンケート結果および投票結果については、あゆみ保育園関係者（保護者、保育士、委託業者、新潟大学総務部人事課）に限り、共有を可能とする。
- 第7条 お知らせ・議事録の送付
- (1) 保護者代表は、保育園や保護者代表からのお知らせ、保育園運営に関する会（主として保護者全体会、保護者代表会、運営協議会、管理運営委員会）における議事録、その他各種記録等を会員に送付できる。
- 第8条 保護者会アンケートの送付とアンケート結果の共有
- (1) 保護者代表は、保護者会アンケートを全会員に送付できる。アンケート結果は全会員と共有することを義務とする。保育園園長、新潟大学総務部人事課、委託業者はアンケートには参加せず、オブザーバーとしてアンケート結果を共有できる。
 - (2) アンケートでは、①保護者代表会で協議する議事（主に保育内容・行事）と②運営協議会や管理運営委員会で協議する議事（主に園の管理・運営）、の区別を明確にする。
 - (3) 回答は記名を必須とし、管理者が回答結果の匿名性を管理する。なお、回答には期限を設ける。
- 第9条 投票と投票結果の共有
- (1) 保護者代表は、投票用紙を会員に送付できる。投票結果は全会員と共有することを義務とする。保育園園長、新潟大学総務部人事課、委託業者は、投票には参加せず、オブザーバーとして投票結果を共有できる。
 - (2) 投票を行う議事として、①保護者代表会で協議する議事（主に保育内容・行事）と②運営協議会や管理運営委員会で協議する議事（主に園の管理・運営）、の区別を明確にする。
 - (3) 投票は記名を必須とし、管理者が回答結果の匿名性を管理する。なお、回答には期限を設ける。